

令和２年第４回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第１号）

令和２年１２月４日（金曜日）午前１０時開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 一般質問
- 日程第 ５ 議案第 ７ １ 号 五霞町監査委員の選任同意について
- 日程第 ６ 議案第 ７ ２ 号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 日程第 ７ 議案第 ７ ３ 号 五霞町行政財産の使用料及び貸付料に関する条例
- 日程第 ８ 議案第 ７ ４ 号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 ９ 議案第 ７ ５ 号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 １ ０ 議案第 ７ ６ 号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 １ １ 議案第 ７ ７ 号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 １ ２ 議案第 ７ ８ 号 工事請負契約の締結について
(令和２年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事)
- 日程第 １ ３ 議案第 ７ ９ 号 工事請負契約の変更について
(令和元・２年度五霞町防災行政無線デジタル化更新工事)
- 日程第 １ ４ 議案第 ８ ０ 号 財産の取得について
(道の駅ごか後背地の購入)
- 日程第 １ ５ 議案第 ８ １ 号 財産の取得について
(令和２年度五霞町立小中学校タブレット端末等機器購入)
- 日程第 １ ６ 議案第 ８ ２ 号 町道の廃止について
- 日程第 １ ７ 議案第 ８ ３ 号 町道路線の変更について
- 日程第 １ ８ 議案第 ８ ４ 号 令和２年度五霞町一般会計補正予算（第８号）
- 日程第 １ ９ 議案第 ８ ５ 号 令和２年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 日程第 ２ ０ 議案第 ８ ６ 号 令和２年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第 2 1 議案第 8 7 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 2 議案第 8 8 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 3 選挙第 1 号 五霞町選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈 夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産業課長兼 農業委員会 事務局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	大 関 千 章 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまでございます。

本定例会には、19件の議案等が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、去る11月19日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審議表のとおり協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第4回の定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の何かとお忙しいところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、監査委員の選任同意が1件、それから条例の制定及び改正が6件、工事請負契約の締結及び財産の取得が4件、町道の廃止及び路線変更が2件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算が5件の合計18件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第 20 条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木喜一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、4 番 山本芳秀君、8 番 宇野進一君。以上の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木喜一郎君）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会計を本日から 12 月 11 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 11 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木喜一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、本日の議案説明員の出席を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

本日の傍聴人は 2 名でございますので報告いたします。

なお、写真撮影のため、まちづくり戦略課 松田主事の入場を許可しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。

初めに、議案第71号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第71号 五霞町監査委員の選任同意について御提案申し上げます。

このたび、町の監査委員である岩崎明良氏の任期が12月17日付けにて満了となることから、委員の選任について地方自治法196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

岩崎氏には、平成24年12月18日から2期8年間、五霞町の代表監査委員として多大なる御尽力をいただいております、引き続き監査委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴書はお手元に配付をさせていただいておりますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

議案第71号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第71号は原案のとおり同意されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 72 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 72 号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について御提案申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラ並びにポスターにかかる経費を公費負担とすることにより、立候補者の負担の軽減及び立候補の機会均等を図ることを目的として、当該公費負担の取り扱いに関する規定を整備するため、新たに条例を制定するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 72 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 73 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 73 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 73 号 五霞町行政財産の使用料及び貸付料に関する条例について御提案申し上げます。

本条例につきましては、町が所有・管理する行政財産を法令上可能とされる範囲において、

有効活用することにより、公益性の確保並びに使用料、貸付料の徴収に対する公平性を期することを目的に、五霞町行政財産の使用料及び貸付料に関する条例を新たに制定するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 73 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 74 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 74 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 74 号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、税制改正により住民税の基礎控除額が現行の 33 万円から 43 万円に引き上げられることに合わせて、国民健康保険税の軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 75 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 75 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 75 号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

令和 2 年度地方税法等の改正に伴い、地方税における延滞金及び還付加算金の割合、用語の見直し等が行われたことから、本条例において引用している文言について、法改正に合わせて改正をお願いするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 75 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 76 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 76 号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町介護保険条例附則第 9 条において、延滞金の割合の特例について定めておりますが、地方税の一部改正に伴い、用語の改正を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 76 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 77 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 77 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 77 号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を改正する省令が公布されたことに伴い、五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 77 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 78 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 78 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 78 号について御提案申し上げます。

令和 2 年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事に係る建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、議案書の 30 ページをお願いいたします。

議案第 78 号でございます。この工事につきましては、五霞町ストックマネジメント計画に基づく更新工事でございます。

契約の目的につきましては、お示しのとおり、令和 2 年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結でございます。契約の方法としましては、指名競争入札によるものでございます。契約金額は、消費税を含め 1 億 7,380 万円でございます。

契約の相手方は、栃木県小山市城北 2 丁目 3 番地 10、明協電機株式会社 北関東営業所 所長 中野 浩でございます。

なお、工期につきましては、議決をいただいた翌日から令和 3 年 3 月 23 日までの期間を予定してございます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 78 号を採決いたします。

議案第 78 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 79 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 79 号 工事請負契約の変更について。

令和元・2 年度五霞町防災行政無線のデジタル化更新工事について御提案を申し上げます。

令和元年 9 月 9 日、第 3 回議会定例会において議決をいただいた令和元年・2 年度の五霞町防災行政無線デジタル化更新工事の設計が変更になったことに伴う変更契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、生活安全課長の補足説明を願います。

はい、生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）議案第 79 号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

議案書の 31 ページをお開き願います。

令和元年 9 月 9 日、第 3 回議会定例会において議決をいただきました令和元・2 年度五霞町防災行政無線デジタル化更新工事の設計変更が生じ、工事請負契約の変更契約を締結するものであります。

変更契約の主な要因につきましては、地震により役場庁舎が損壊し、無線室に入室できない場合においても、外部から遠隔操作を行い、防災行政無線の放送を行うための遠隔操作設備の増設や道路使用許可申請時の境警察署との協議結果に基づき、ガードマンの配置が増員になりましたことや既存の屋外拡声子局の地中部分のコンクリート根巻きなどの廃材の増量によるものでございます。

変更請負金額は 1 億 4,899 万 5,000 円。うち、消費税は 1,354 万 5,000 円。今回の変更による増額は、159 万 5,000 円。うち、消費税は 14 万 5,000 円であります。

契約の相手方は、東京都渋谷区渋谷 3 丁目 29 番 20 号、株式会社 協和エクシオ 代表取締役 船橋哲也でございます。

なお、工期につきましては予定どおり完成の見込みとなっております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 79 号を採決いたします。

議案第 79 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 80 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 80 号について御提案申し上げます。

道の駅ごか後背地の購入に係る土地売買契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、産業課長の補足説明を願います。

はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議案第 80 号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書 32 ページをお願い申し上げます。お開き願います。

道の駅ごか後背地の購入に係る土地売買契約の契約議決となります。

所在地は、茨城県猿島郡五霞町ごかみらい 10 番地 2、地目は宅地、地積は 7,243.41 平方メートル。取得の目的といたしまして、道の駅ごかの施設及び敷地の拡充等のため。取得金額といたしまして、2 億 8,000 万円。

契約の相手方は、東京都日野市大坂上 1 丁目 30 番地 28MKビル、エム・ケー株式会社代表取締役 小林 勁でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）黛でございます。

議案第80号 財産の取得、道の駅ごか後背地の購入について町長に伺いたいと思います。

私は、これは令和2年の第1回定例会でも、この場所の購入等について、また、道の駅ごかの今後について質問させていただいたと思います。

その時にですね、確か、今後の道の駅ごかのあり方を踏まえて、後背地の取得についてどういう計画で、どういう形でと。この有効性について示していただけてからということで私は認識しておったのですが、どうもこの計画よりも先に取得のほうを急がれている。

この辺についてですね、どのような理由があるのか。また、あったのか。

その辺を、ちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、町長。

○町長（染谷森雄君）この件につきましては、前回9月の定例議会におきましては、この道の駅後背地の購入について補正予算の提案もさせていただきました。全議員さんの賛同をいただきまして、その後、価格の交渉という形で今まで進めてきたわけでございます。

きょう、提案させていただいたのは、この契約内容という部分について議会の議決を求めるわけでございますので、ただ、今、御質問があったように、今までの計画が、示すのが先ではないかというようなお話もいただきましたが、それらについてもですね、今まで、御承知のように、2017年だったと思うのですが、道の駅の10年後を目指した検討委員会。ファシリテーター方式で、一般の人の公募をいただいて、若い高校生等がいろいろ入って参加をいただきました。何回か会議をもちまして、提案もいただきました。その中では、やはり新たな道の駅というのも必要ではないかという御提案もいただいております。

それから、当時はBブロックの商業施設と道の駅が併用して使えないか。商業施設が来ると、当然、道の駅にも影響するであろう。そういう中で、商業施設のどういう施設ができるか、それを見ながら検討していこうと。

当時、一番課題だったのが、駐車場がもう狭くてどうしようもないと。そういうことなので、せっかくお客さんが来ても、あそこを一周して出ていってしまうような状況でしたから、商業スペースと駐車場も並行して使えないだろうか。そんな検討もしていたところでございます。

そのほか、有識者会議からもいろいろ、道の駅の今のつくりは余りにもちょっとデザインが悪いんじゃないかと。もう少し近代的な道の駅という要望もいただきました。

それから、議会で、今、黛議員からお話がありましたように、その前からも、あそこの用地は、ぜひ今後の道の駅の発展のためには必要だ。取得すべきというような内容の御質問も議会のほうからもいただけてきました。

ただ、エム・ケー不動産が、販売という部分では努めてきておりますので、当然、周りの

状況を見ながらということで、それで、御承知のように、商業施設を断念せざるを得ない状況になってしまいました。

こういう形になると、御承知のように、高齢化社会に向けて、人口減少に向けてスーパー的な、いつでも日用品が買えるような施設を皆さん希望があったのですが、それが残念ながら頓挫してしまった。そのかわりとして、いろいろ行政懇談会等で道の駅を、あれだけ揃っているんだから、もう少し拡大して日常の生活があそこで間に合うような物を揃えたらどうか。このような御意見もいただいてきておりまして、とにかくですね、青写真も並行には進めているのですが、とにかく道の駅の事業計画がですね、今年度、来年3月でもう解散する状況というところに迫ってきておりまして、それなら、もっと早く計画して取得すればいいんじゃないか。こういうお話もいただくと思うのですが、これはですね、私はよくエム・ケーさんが今まで待っていてくれたなという思いがします。御承知のように、今回、提示させていただいている金額は、今までのほかの事業者には販売している価格からすれば、本当に勉強していただいたと。私は、職員にも、副町長をはじめ交渉に臨んだのですが、エム・ケーさんも頑張ってくれたなと。これが、早く契約してこの価格を出してしまうと、やはりこれは商売上、営業上ですね、決してエム・ケーさんにはプラスにならない。もっと高い価格で、ほかは販売しているというような状況もあったと思いますので、どうしても最後の最後になってしまったと。

こういう中で、今後の道の駅の形はどうするんだということになるのですが、御承知のように、老朽化も、あの道の駅は来年17年目に入ってきます。もう屋根も、御承知のように、あの状態で、暑さ対策も十分じゃない。それから、私が一番恐れているのは、老朽化もそうですが、やはり道の駅の経営のマンネリ化もそうですし、これで衰退してしまうことを一番恐れています。

ですから、やはり、いろいろな皆さんの意見を聞くと、もう一歩前に進めろと。土地を取得して前に進めたらいいんじゃないかという方向も、皆さんの多くの意向だろうなというのを考えまして、今回、まず土地を取得して、これから今、交渉に入っているのですが、まだ、青写真までは出せないのですが、民間の事業者を導入して、やはり全て公共事業でやるんじゃなくて、行政がやるんじゃなくて、民間とともに協力していただいて、道の駅の運営を今後、進めていこうと。

あそこはですね、ただの休息所とかそれだけじゃなくて、当然、町の直売や農業の活性化にもなっています。それから、いろいろな人との交流の場にもなっています。文化関係も当然あるでしょうし、今回、国からも災害の拠点としても指定されました。やはりそれらを含めると、今は道の駅が五霞町の核になっている。そういう位置づけでもありますので、やはり皆さんの要望、これから10年先を見据えて老朽化対策。それから、マンネリ化対策。これらも一新するためにも、ひとつ民間を導入した中で、力を借りた中で新たな道の駅を進めていきたい。

そのためには、どうしても今回ですね、業務代行方式の契約が来年3月で解散するもので

すから、まだまだちょっと方向性が、次は建物をどうするんだということは、まだ、お示しはできないのですが、とりあえず、土地だけは取得しておこうと。こういうことで、あとは今後、いろいろ相手によって、土地を持っていれば交渉の仕方もあります。

私が一番怖いのは、当時、まるきり考えがなかったわけじゃないのですが、あれを民間に売却すれば、町の負担はなくていいしということになっているのですが、もし、あれが民間、道の駅の後ろへほかの事業者が来てしまった場合は、おそらく今後の発展性も望めないんじゃないかな。そんな思いもありましたので、今後、検討委員会等の御提案もいただいております。有識者会議からも御提案をいただいておりますので、それらも含めて、とにかく前向きに進めていきたい。それが、五霞町の道の駅が核となる、インター周辺が核となる。第6次総合計画の中でもちゃんと位置づけてありますので、今後、そういう形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）立場とかですね、状況はわかりました。

ただ、いずれにしても、計画がないままに買う、土地を得るということはですね、私に言わせると、ばくちに近いという感覚を得ます。

2億8,000万円が高いか、安いかを議論するとなれば、極端な話、8,200人の人口で割って、それを例えば、もし、10万人の町が同じ負担を、一人一人の負担をやるとしたら、34億円の事業なんです。2億8,000万円って、小っちゃいような気がするんですけど、決して小さくない。住民に与える負担も大きいということを御理解いただきたいと思います。

それとですね、説明を求めたいと、全員協議会とかで何回かあったわけですから、その段階で状況を説明していただく。これはお願いしたいと思います。

これについては、私、一般質問で、この後、ありますので、また詳細については、また伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、町長。

○町長（染谷森雄君）いろいろ御指摘ありがとうございます。

当然ですね、今後、皆さんの御意見をいろいろいただいた中で、町の核としての位置づけとなるような道の駅を進めてまいりたい。

ただ、今までは、あそこの企業誘致を進めている中では、青写真を早くお示しできればと思って、早く進めた場合もありました。ところが、その後、キャンセルを食ってしまったとか、なかなかタイミングが非常に難しいんですね。そういう面もありまして、現実には新型コロナが入ってしまって、今は民間との話し合いも、当初、順調に進んできていたのですが、ちょっとこここのところで、決して悪いほうの話ではないのですが、ちょっと今は止まっているというような状況なので、普通であれば、もうちょっと早く、もう流れが来ていたと思うのですが、やはりコロナの関係で、ちょっとここで遅れているという状況もありますので、

今後、しっかりと報告も含めて進めていきたいと思います。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員、よろしいでしょうか。

○2番（黛 丈夫君） はい。

○議長（鈴木喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

議案第80号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君） 起立多数です。

着席願います。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、議案第81号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君） 議案第81号について御提案申し上げます。

文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向け、五霞町立小・中学校児童・生徒のICT環境整備として、一人1台の学習用タブレット端末等機器を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当次長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、教育次長の補足説明を願います。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君） それでは、議案第81号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

文部科学省が進めていますGIGAスクール構想で、児童・生徒の一人1台タブレット端末の整備が令和5年度から本年度末に前倒しになったことに伴いまして、本年9月議会におきまして補正予算の議決をいただきました。

今回、仮契約を締結いたしましたタブレット端末等機器の購入につきまして議決をお願いするものでございます。

取得の目的は、令和2年度五霞町立小・中学校タブレット端末等機器購入でございます。契約の方法といたしましては、指名競争入札によるものです。取得金額は、消費税を含めまして3,576万1,550円でございます。

契約の相手方は、茨城県水戸市宮町1丁目1番83、株式会社NTTドコモ茨城支店 支店長 中山晴之でございます。

履行期間につきましては、議決をいただきましてから令和3年3月19日までを予定をしてございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第81号を採決いたします。

議案第81号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第82号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 82 号、町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いします町道は、2箇所、3路線でございます。

1カ所目は、元栗橋地内の町道 1865 号線でございます。

2カ所目は、五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業区域内の町道 3465 号線及び町道 3466 号線の 2 路線でございます。

以上、3 路線の廃止について御提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 82 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 83 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 83 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 83 号 町道路線の変更について御提案申し上げます。

今回、路線の変更をお願いいたします町道は、元栗橋地内の町道 1861 号線、1 路線について町道路線の変更を提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 83 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は、付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 84 号～議案第 88 号の一括提案、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 84 号から議案第 88 号までは、各会計の補正予算に関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号から議案第 88 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 84 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）、議案第 85 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 86 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 87 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 88 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 84 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,039 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 58 億 9,065 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 85 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 55 万円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 627 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 86 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 294 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 9,300 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 87 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 793 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 5,590 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 88 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 97 万円を追加し、総額をそれぞれ 4 億 6,833 万 8,000 円とするものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 84 号から議案第 88 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号から議案第 88 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎選挙第 1 号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選挙第 1 号 五霞町選挙管理委員会委員・同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙第 1 号を事務局長より朗読させます。

はい、事務局長。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、お手元の議案書 90 ページをお願いいたします。

選挙第 1 号 五霞町選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について。

令和3年1月28日をもって、五霞町選挙管理委員会委員並びに同補充員の任期が満了となる旨、町選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙するものである。

記。1、選挙管理委員会委員4名。それぞれ住所・氏名でございます。同補充員4名。順序が1から4で、同じく住所・氏名でございます。

令和2年12月4日提出、五霞町議会議長 鈴木喜一郎。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

五霞町選挙管理委員に鈴木一正君、山口定男君、猿橋幸男君、篠崎芳高君。同補充員に細井 清君、大澤 満君、秋葉清一君、中島秀吉君。

以上のとおりに指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を五霞町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が五霞町選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選された方々には、会議規則第32条2項による告知をいたします。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時54分

